

議案第10号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月17日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市介護保険条例の一部を改正する条例

佐倉市介護保険条例（平成12年佐倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「24,300円」を「20,300円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,300円」とあるのは、「33,800円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,300円」とあるのは、「39,200円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の佐倉市介護保険条例の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。